

令和 6 年 9 月 20 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9 月 2 0 日（最終日）

- | | | |
|-------|------------------|--|
| 日程第 1 | 認定議案第 1 号 | 令和 5 年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第 2 | 認定議案第 2 号 | 令和 5 年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第 3 | 認定議案第 3 号 | 令和 5 年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第 4 | 認定議案第 4 号 | 令和 5 年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第 5 | 認定議案第 5 号 | 令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 日程第 6 | 認定議案第 6 号 | 令和 5 年度南知多町水道事業会計決算認定 |
| 日程第 7 | 認定議案第 7 号 | 令和 5 年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定 |
| 日程第 8 | 議 案 第 5 6 号 | 南知多町まちなみ景観条例の制定について |
| 日程第 9 | 議 案 第 5 7 号 | 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議 案 第 5 8 号 | 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議 案 第 5 9 号 | 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議 案 第 6 0 号 | 令和 6 年度南知多町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第13 | 議 案 第 6 1 号 | 令和 6 年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第14 | 議 案 第 6 2 号 | 令和 6 年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第15 | 議 案 第 6 3 号 | 令和 6 年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第16 | 議 案 第 6 4 号 | 令和 6 年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第17 | 請 願 第 3 号 | 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願 |
| 日程第18 | 請 願 第 4 号 | 「消費税率 5 %への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願 |
| 日程第19 | 発 議 第 2 号 | 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書 |
| 日程第20 | 閉会中の継続審査（調査）について | |

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1 番 森 宏 子

3 番 鈴 木 浩 二

5 番 小 嶋 完 作

7 番 石 垣 菊 蔵

9 番 藤 井 満 久

11番 榎 戸 陵 友

2 番 山 本 優 作

4 番 片 山 陽 市

6 番 内 田 保

8 番 服 部 光 男

10番 吉 原 一 治

12番 石 黒 充 明

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦

総 務 部 長 大 岩 幹 治

税 務 課 長 宮 地 利 佳

建 設 経 済 部 長 田 中 直 之

まちなみ環境課長 田 中 達 也

水 道 課 長 山 下 哲 矢

住 民 課 長 山 本 有 里

健康こども課長 鈴 木 和 芳

教 育 部 長 鈴 木 淳 二

成長戦略室長 山 本 剛 資

副 町 長 高 田 順 平

総 務 課 長 坂 口 増 和

企画財政課長 滝 本 功

建 設 課 長 山 本 剛

産 業 振 興 課 長 奥 川 広 康

厚 生 部 長 相 川 和 英

ふ く し 課 長 山 下 忠 仁

教 育 課 長 高 橋 篤

教 育 課 長 富 田 和 彦

会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 内 田 純 慈

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 坂 本 有 二

書 記 山 下 英 将

書 記 松 本 満 砂

〔 開議 9時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

去る9月4日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき誠に御苦労さまでした。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 認定議案第1号 令和5年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、認定議案第1号 令和5年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る10日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

教育課関係について。

質疑としまして、教職員住宅について、実績が4棟とあるが、日間賀中学校閉校後の日間賀島の住宅の状況はどうなっているか。答弁といたしまして、日間賀小学校内にある教職員住宅北舎については、教職員の意向により使用を中止しています。

次の質疑としまして、年10回のスポーツ推進委員会で、部活動の地域移行について何

回話し合ったか。答弁としまして、3回程度話合いしました。

次の質疑としまして、アレルギー対応における無配膳とはどういうことか。答弁としまして、給食を全て配膳しないのではなく、アレルギーに関する食材を配膳しないことです。

次に、住民課関係について。

質疑としまして、戸籍システムをクラウド化した効果は何か。答弁としまして、サーバーが不要となるため機器導入費が削減されることや、職員によるバックアップ作業等の事務負担が軽減されます。また、システム改修時はクラウド上で作業を行うため、改修費の削減効果があります。

次の質疑としまして、人権教室の講師は誰か、またどのような内容を行ったか。答弁としまして、本町の人権擁護委員を講師とし、小学校ではいじめに関するグループワークを行い、保育所では相手を傷つけてしまう言葉について学び、人権について考える機会を提供しています。

次に、ふくし課関係について。

質疑としまして、訪問介護業務従事者確保等補助金14万円の用途は何か。答弁としまして、介護職員初任者研修の受講費補助金です。

次の質疑としまして、老人保護措置された対象者の負担額の基準はあるのか。答弁としまして、本人の収入に応じて老人福祉法施行細則で定めた階層区分により負担額を決めています。

次に、健康こども課関係について。

質疑としまして、要保護児童対策地域協議会で対応した虐待事例は何件あったか。答弁としまして、17件です。

次の質疑としまして、がんアピアランスケア支援事業補助金の交付実績は何件か。答弁としまして、2件の医療用ウィッグ購入費に対して補助金を交付しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項

の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

建設課関係について。

質疑としまして、修繕工事等の要望に対し、実施箇所の優先順位はどのように決めているか。また、予定していた修繕工事等は全て完了したか。答弁としまして、要望箇所のうち危険性が高いなど緊急を要する箇所を優先し、予定していた箇所は全て修繕工事等を実施しました。

次に、まちなみ環境課関係について。

質疑としまして、清掃費の委託料不用額の理由は何か。答弁としまして、主な理由は、焼却施設解体調査業務委託のうち、解体工事仕様書作成を取りやめ、施設内等の有害物質の調査のみに委託内容を変更したことによる減額及び入札による請負残です。

次の質疑としまして、耐震改修費補助金の内訳と件数は。答弁としまして、木造住宅耐震改修費補助金が1件、100万円、木造住宅除却費補助金が2件、40万円、ブロック塀等撤去費補助金が6件、26万4,000円です。

次に、産業振興課関係について。

質疑としまして、被災農業者営農支援事業補助金について、交付件数3件の内容は何か。答弁としまして、6月2日の大雨等でスイートコーンの倒伏があり、一部生育不良が見られた農家に対し補助を行いました。

次の質疑としまして、カモ等の有害鳥獣駆除に係るノリ食害対策事業費補助金について、県からの補助金はないのか。答弁としまして、県からの補助金はありますが、事業費に対し補助申請事務が煩雑であるため、町単独事業で実施しています。

次に、総務課関係について。

質疑としまして、地域活性化起業人制度を活用し、株式会社産経新聞社社員の派遣を受け情報発信改善に取り組んだが、その民間のノウハウを習得したのは誰か。答弁としまして、総務課の広報担当者及び各課の広報原稿作成担当者です。

次に、防災交通課関係について。

質疑としまして、交通安全施設整備費において、区画線工及びカラー舗装工に関する

入札は行われていないようだが、随意契約で実施したのか。答弁としまして、師崎及び篠島において事業を行いました。事業費がそれぞれ130万円以下であったため、随意契約により実施しました。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、認定議案第1号 令和5年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定に、3点を反対の立場から討論いたします。

まず第1の大きな問題点は、令和5年度決算において、南知多町に働く全ての職員を大事にする賃金政策が実行されませんでした。令和5年度の人事院勧告の実施で、正規職員、非正規職員、会計年度任用職員等の南知多町の職員間の賃金差別を放置したことは大問題です。正規職員のみ給与改定をし、4月遡及を実施しました。言うまでもなく、物価高騰の影響は、所得の低い会計年度任用職員ほど大きく影響したはずです。しかも、そのほとんどが女性です。生計費、情勢適応という地方公務員の給与改定の原則をかなり捨てたということになります。

非正規差別とジェンダー差別を助長した二重三重の重い罪を背負ったことになり、町長、副町長をはじめ町の政策のトップを担う部長の皆さんは反省すべきであり、議会としても反省すべきであります。

私が決算の質疑で問題にした令和5年度の国からの交付金も来ていました。昨年10月の人事院勧告、給与改定に向け、何と3,592万9,000円の臨時経済対策費が国から交付されていました。財源があるのに、正規職員、特別公務員だけに利用し、非正規職員をな

いがしろにしたと言われても仕方ありません。南知多町は、私が本会議初日の質疑でも明らかにしたように、国からの繰り返しの会計年度任用職員への賃金アップ指導にも従いませんでした。3,592万9,000円のうち、正規職員、町長、教育長、副町長、議員に約800万円利用し、令和5年度の10月からの最低賃金43円アップに利用されたであろう額は230万円だそうです。つまり、3,592万円のうち約1,000万円を賃金アップに利用しただけで、あとは交付税の名の下に非正規職員に心を寄せず正規職員だけをアップし、2,500万円以上もあるのに、非正規職員へは何もしませんでした。ほかに利用したからいいと思っているのでしょうか。

南知多町の仕事は、正規とほぼ同じ人数の会計年度任用職員で支えられています。152人以上とする南知多町の会計年度任用職員へは、正規職員と同じく、4月給与遡及に給与補填、期末・勤勉手当支給、当然の配慮がなされていませんでした。このような冷たい施策は認められません。

阿久比町では、会計年度任用職員制度が始まったときから正規、非正規の人勧適用は差別なく当たり前になされており、町長をはじめとするトップの意識で変えることができるはず。知多半島でも実施できているのです。130万円の年収の壁があるから遡及適用はできないなどとするのもない詭弁をやめるべきです。少なくとも150人中60人は人勧適用を望んでいるのです。その方たちを無視していいわけはありません。人勧は当然その年に適用されるものであり、次の年に回せるものではありません。町長も私も毎年人勧適用を受けているではありませんか。

約90人の方の働き方を考えたいと言うならば、今後の時間数の調整もするべきであります。その影響から人を増やすことも視野に入れて今後の問題で対応すべきことでもあります。

差額給与については、ある自治体では1月に支給する、こういう工夫を調整している自治体もあるようです。このような工夫を考えたことがあるのでしょうか。

令和5年度は、人事院勧告制度に対して、会計年度任用職員への差別の処遇を強いたのは認められません。当然、本年度中にも令和5年度の差額支給の実施をすべきです。

第2の問題点は、リニア中央新幹線促進期成同盟会への無駄な負担金3,000円の支出は認められないということです。

南知多町は、リニア中央新幹線促進期成同盟会に毎年3,000円支出しました。リニア工事は、基本はJRの計画ですが未解決な問題を後回しにしています。巨額な国費、県

負担金を生む強引な計画です。採算は赤字とも報道されています。住民の反対の声も上がっております。山田 J R 東海前社長は、絶対にペイしない、2013年 9 月の記者会見で述べました。

日本共産党は、2016年の参議院の採決に先立つ質疑で、山添氏は、リニアによる増収額は2,720億円に対し、維持運営費は4,290億円とする J R 東海の資料を示し、リニアは減益になる、償還の確実性はあるのかという質問をしました。石井啓一国土交通相は、リニアと東海道新幹線は切り分けられないとして、リニア単独の収支については答えることは困難と答弁し、リニアの採算性がないことを認めております。

また、地震大国の中、難工事の活断層の工事方法、大量の残土をどうするか、地下水の処理、そして静岡県大井川の水がれの懸念もあります。原発 1 基分とされる電力消費量、電磁波問題、岐阜のウラン鉱床掘削問題が解決しないままの負担金はやめるべきです。わずかとはいえ、SDGs に逆行する原発と同じく将来へ禍根を残すことが予想される負担金です。

地下40メートル以下なら土地の権利の責任は負わないとする大深度法に基づく乱工事で、既に家が傾いたり、水が出なくなったりしている事例が相次いでおります。ドイツでは、リニア計画については経済性、技術的な信頼性、環境への適応性など総合的な評価を行い、計画を中止しております。たとえ少額といえども、未来の町民、国民に多額の負債を負わせる無理・無駄な税金の使い方は認められません。

最後に、第 3 の問題は、自殺者を呼び込む知多地方税滞納整理機構の負担金50万円の支出は認められないということです。

2021年、知多市の事例で、知多地方税滞納整理機構により預金の差押えをされた方が自殺されるという痛ましい事件が起きました。預金と表現しましたが、給料日に金融機関に振り込まれた給与でした。法に沿った差押えであったとはいえ、激しいショックを受けたことが御遺族の話からも分かります。その方は、この差押えがきっかけとなり、自ら命を絶たれました。本人は、年老いた90歳の母親と 2 人暮らしで、病を患いながらも懸命にトラックドライバーとして働いておられたそうです。本人が残したメモには、何日も弁当なし、ペットボトルの水だけ飲んでいたという記録が残されています。家賃は滞納し、月 1 回の母親の医療費さえも払えず、弟や会社の同僚に生活費を借りるなどして、何とか一日一日を過ごしていたようです。そうした中で、運転中の病気が原因で交通事故を起こし、手術代や入院費など借金がさらに膨れ上がり、困窮の度合いが増し

ていったとのこと。これらの事情がきちんと聞き取りをされていたのでしょうか、知っていた上での差押えであれば言語道断です。機構は取り立てが厳しく、滞納する側の事情は聞いてもらえない、いつ返済するのかといった対応のみがされているという声も聞いています。税金を滞納される方は、税金だけでなく、ほかの借金を抱え込んでいる場合が往々にしてあります。そういった状況を隠さずに話してもらうことがまず必要です。聞き取りを進めるためには、それなりの経験を積んだ職員が親身になって相談に乗り、解決の糸口を探すことが必要ではないでしょうか。

先日の9月18日のNHKのクローズアップ現代では、生活保護認定で、ある自治体ができるだけ保護認定をさせない、しないということも問題になっておりました。市民・町民の命、暮らしを守るのが地方公共団体の本来の役割であり、滞納については、どうしたら税金が払えるのか、共に考える納税相談を行うことが行政の仕事です。

知多市の滞納整理機構はあくまでの任意の団体であり、取立てに特化した事務は派遣された職員をも苦しめるものにほかなりません。町民に寄り添った納税施策は滞納整理機構に頼らず、最後まで窓口で目と目を合わせ、納税事務を行うことこそ本来の在り方です。滞納整理機構は解散すべきです。この機構への50万円の支出は認められません。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論に入ります。

山本優作議員から賛成討論の通告があります。

討論の発言を許します。

2番、山本議員。

○2番（山本優作君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、認定議案第1号 令和5年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

今回の令和5年度 南知多町一般会計歳入歳出決算認定の内容については、令和5年3月議会において審議、可決され、また、これまでの定例会や臨時会で審議、可決されてきた補正予算の内容に沿って執行されたものであり、適切に執行されなかったケースとして、不当に支出済額が大幅に超過していたケースや、事業の実績が計画時の目標を不当に下回るようなケースはなかったことから、特に反対すべき理由はなく、賛成すべきものであると考えます。

また、本件については、常任委員会に付託され、石垣文教厚生常任委員会委員長、榎戸総務建設常任委員会委員長により、本件について慎重審査の上、採決した結果、全て認定であるという報告があり、私もその報告を尊重し、本決算認定に賛成するものであります。

ここで私の持論を述べさせていただきますけれども、今回の決算の内容に不満を持ち、この議会で否決したいという思いが本当にあるのであれば、本会議の最終日の反対討論で不満を述べるだけではなく、採決の際、否決多数となるよう事前にほかの議員の方々を説得しておくべきだと考えます。また、予算に沿って執行されたこと自体は町の過失ではなく、否決に導くというのは難しいことです。そのため、予算の審議の段階から否決されるように働きかけを行うことが必要不可欠だと考えます。さらに言えば、町が当初予算や補正予算を組んでいる段階から、過半数の議員の合意の下に、この項目が前年度と同様では予算が通せないと町に働きかけを行って、問題のある項目を削除や訂正してもらっておけば、予算を否決すること自体も不要となります。

本会議での質問や討論だけが町議会議員の活動の場ではありませんので、日頃から地道に努力して成果に結びつけていくことが町議会議員としての正しいやり方だと考えます。

最後に、同僚議員の御賛同を心からお願いして、以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第1号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する各委員長の報告は、認定であります。本件は各委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

石黒議員、反応しておりませんので、もう一回お願いいたします。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第 2 認定議案第 2 号 令和 5 年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第 2、認定議案第 2 号 令和 5 年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第 2 号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に
ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、葬祭費の申請はどのように住民に周知しているのか。答弁としまし
て、死亡届提出後の来庁時に説明し、周知しています。

次の質疑としまして、国民健康保険税の不納欠損の人数と理由は何か。答弁としまし
て、不納欠損の 32 人のうち、死亡が 4 人、財産なしが 2 人、行方不明が 21 人、生活困窮
が 5 人です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6 番、内田議員。

○6 番（内田 保君）

それでは、認定議案第 2 号 令和 5 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に、

反対の立場から討論いたします。

行政審議会の基本は、町民の声をいかに透明性、公平性、公開性をもって行政に取り入れるか、そのための条件整備をすべきであります。令和5年度も国民健康保険運営協議会は、条例2条で公益代表とする委員に議員を参加させました。これは全くおかしいことで、公益代表とする方は議員以外に多くいます。議員が委員になっている例は知多のほかの市町ではありません。議員は、議会というチェック機関で仕事をするために報酬を得ております。

さらに、1回につき6,300円ずつの税金の二重支出を町長は令和5年度も続けました。全く納得できません。本来、審議会は公募制度を全ての審議会で取り入れ、町民の声を広く聞き、国民健康保険税等の在り方を考える組織にすべきなのです。公募制度もなく遅れた審議会制度を取り続けているのは、知多半島の市町では南知多のみです。遅れた民主主義の町と言われても仕方ありません。協議会委員の数を確保したいから議員に頼るのは、市民参加が基本であるはずの民主主義をゆがめております。議会制民主主義もゆがめております。議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長（執行機関）に対して、相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期することとされております。町長の判断で直ちに改善すべきです。議員と町長との談合とも受け取られかねない、議員への1回6,300円の報酬を支出した国民健康保険特別会計は認められません。

また、令和5年度も国民健康保険料が引き上げられております。県のデータによりますと、1人平均14万4,375円、県一高い国民健康保険料です。これは町長も苦しんでおられると思います。そして、町民も苦しんでおられると思います。まさにこの国民健康保険は、何とか下げる、努力が必要だと思います。令和5年度の所得割の適用税率も、医療分で7.53%が8%へ引上げ、後期高齢者医療分も2.45%が2.87%へ引上げ、介護分についても2.12%だったのが2.48%へ引き上げられました。また、全ての適用税率で均等割、平等割も令和4年度よりも引き上げられております。オギャーと生まれた赤ちゃんからも均等割を取るということは大問題になっております。

大府市では、18歳までの均等割、8割軽減を実現しております。また、短期保険証の数も21名だそうです。かなり貧困者がいて、なかなか医療にかかれないという方もいるようでございます。

法定外繰入れは今、国から厳しく精査されておりますが、法定外繰入れに入らない、

削減が求められない繰入れ項目もあります。これをしっかりと検討していただいて、県からの3万円引上げ、この間も県統一の保険料になってから3万円上がっております。この3万円分については、やはり県のほうも剰余金だとか様々な基金があるようであり、これに対してしっかりと要請をし、これを引き下げるような努力をお願いするものであります。

今回、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、このような2つの理由から私は反対するものであります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第2号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第3 認定議案第3号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、認定議案第3号 令和5年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に

ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、後期高齢者医療保険料の不納欠損の人数と理由は何か。答弁としまして、1人分で、資産もなく時効のためです。

次の質疑としまして、後期高齢者医療保険料の未納者の人数と対応はどのようにしているか。答弁としまして、未納者は10人で、電話や訪問により回収に努めています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第4 認定議案第4号 令和5年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、認定議案第4号 令和5年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に

ついて、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険料の不納欠損額 8 万 3,000 円は普通徴収分か。答弁としまして、普通徴収分です。

次の質疑としまして、保険料の現年度分の収入未済額 37 万 4,100 円は何人分か。答弁としまして、19 人です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6 番、内田議員。

○6 番（内田 保君）

それでは、認定議案第 4 号 令和 5 年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定に、反対の立場から討論いたします。

介護保険運営協議会にも、先ほどの国民健康保険特別会計でも問題にしたように、町議会議員の委員が報酬支出 6,300 円あります。二元代表制を逸脱するなれ合いと談合のための町当局の支出であります。

介護保険運営協議会規則上、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱するとなっている。町長は規則上、議員の委員をわざわざ選ばなくても問題はないはずです。協議会への本来の委員選出はさきに国保会計でも述べたとおり、議員以外の町民から積極的な意見を聞く場にすべきであります。知多半島で南知多のみの遅れた、町会議員の介護保険運営協議会、審議会への委員としての、1 回当たり 6,300 円の税金支出はまさに認められません。

また２つ目、今回、次期保険料改定に当たって介護保険の給付費準備基金の積立てが約２億２,０００万円ほどまだ残っております。新しい期ではもっと基金を入れて現状の５,０００円が、２００円上げずに、実現できたのではないのでしょうか。今後の運営に一定の余力を残すべきではありますが、基本的に徴収した介護保険料は次期保険料へ投入するのが国の原則です。国からの指導もあると思います。５,０００円から５,２００円への基準額を変更したことは町民への負担増で問題です。基金の積み上げ額を見ると令和４年は２億２,９７８万円、令和５年は２億２,１６２万円で、ほとんど基金を使っていないのと同じです。町民への負担増を図り、介護から遠ざける介護保険特別会計決算認定に反対いたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第４号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

吉原議員、反応しておりませんので、もう一回お願いいたします。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成１０人、反対１人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

**日程第５ 認定議案第５号 令和５年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定**

○議長（鈴木浩二君）

日程第５、認定議案第５号 令和５年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、師崎港駐車場特別会計が令和5年度末をもって廃止されたが、歳入歳出差引残額991万1,082円は今後どのように会計処理されるのか。答弁としまして、廃止された特別会計の剰余金は一般会計に引き継がれます。今後、令和6年度一般会計予算の歳入に繰入金として計上されます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第6 認定議案第6号 令和5年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、認定議案第6号 令和5年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第7 認定議案第7号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、認定議案第7号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第8 議案第56号 南知多町まちなみ景観条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、議案第56号 南知多町まちなみ景観条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第56号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、条例第17条に勧告等に従わない場合の措置として氏名や住所等を公表することができると規定しているが、罰則規定を設けていないのはなぜか。答弁としまして、条例に定めることができる罰則規定については、地方自治法第14条第3項に基

づくものがありますが、景観条例に関連する景観法、建築基準法、愛知県屋外広告物条例等により既に罰則が規定されておりますので、条例に上乘せしての罰則は設けておりません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第56号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第57号 南知多町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第57号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、社会保険加入時の保険証回収事務を止めると不正利用が起きないか。

答弁としまして、国民健康保険被保険者が社会保険に加入した場合は、不正が起きないよう引き続き保険証の回収を行います。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第57号 国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

今回の国民健康保険条例から保険証返還の10万円のペナルティー、過料をなくすことは、マイナ保険証を国が押しつけるための12月2日以後の法的な整備をするものであり、認められません。保険証を返還しない方へのペナルティーをどうしてなくすのでしょうか。来年7月31日までは国民健康保険証は利用できます。国民健康保険から社会保険へ変わった人の中で、国民健康保険証を利用した不正もひょっとしてあるのかもしれませんが。そのチェックが要らないというのですから、全く合理性のない提案です。マイナ保険証を優先させるための条例改正であり、後期高齢者医療での被保険者証の返還をなくすと同じであり、全く道理のない条例提案と考え、反対いたします。

政府は、2024年12月2日に保険証廃止の方針を打ち出しております。マイナンバーカードを持たない人は公的保険医療が遠ざけられる結果となりかねず、国民健康保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされております。

紙の保険証廃止は、事実上、マイナンバーカードの取得強制につながります。個人情報漏えいの不安から強制に反対の民意があるのも事実です。最近の全国保険医団体連合会の調査によれば、マイナ保険証を利用した方が12.43%しかありません。紙の保険証

利用者は87.57%になっております。

南知多町でも住民課にお聞きしました。国民健康保険に加入している方でマイナ保険証を利用した方は5.59%しか利用しておりません。約94%の方は紙の保険証を利用している実態です。

今の保険証は来年7月31日まで使えます。こんな状況で紙の保険証を残す、物をわざわざ廃止し資格確認書なるものをわざわざ発行する人件費やその他のお金の無駄遣いを許していいのでしょうか。結局、J-LISなる地方公共団体情報システム機構、日立や、富士通や、NECや、NTTデータなどに巨額の利益を生ませるものでしょう。また、マイナンバー制度を利用した個人情報をビジネスに利用される危険性もあります。法律上はマイナンバーカードの取得はあくまでも任意であり、国民への強制は行われるべきではありません。

条例改正には反対です。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより議案第57号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第58号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、手数料の見直しを行うことで歳入にどれくらいの影響があるのか。答弁としまして、令和5年度の発行数で計算しますと、住民課所管分、税務課所管分、合わせて150万円の増となる見込みです。

次の質疑としまして、減免等で公用で使用するものはどのようなケースを考えているのか。答弁としまして、役場内部での公用使用を想定しているものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田保議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第58号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

印鑑登録証明や住民票発行、身分証明、様々な閲覧などの手数料は公共料金であり、受益者負担主義にするのは正しくありません。公共料金として、生活して生きていく上で必要な手続であり、できる限り、誰もが利用しやすい料金にすべきです。

今回の手数料値上げの改定での問題点が3点あります。

まず第1に、町民の中で手続の民主主義が無視されております。国保税や介護の保険料では町民の声を聞いております。手数料も町民にとって重要な、切実な改定です。町は6月の議員懇談会で、議員に対して町の方針らしきものの説明をしたのみです。

さきの私の初日の本会議質疑でも、この手数料条例を変えるために議会に提出される前の審議会等に行われたのか、行われたなら、いつ、何回行われたか、誰が何人参加している、そして審議されたのかと質問しました。しかし、この6月以後は審議会は設置せず、この方針に対する町民の声を広く集める努力をしませんでした。町民理解のための手続民主主義がなされていなかった行政運営は問題です。

第2に、南知多町だけなぜ100円も上げ、200円を300円とするのか。知多半島では、知多市と大府市が300円にしているだけです。知多のほかの4町の住民票交付は200円です。多くの施策で他市町と歩調を合わせるのにこの値上げは合わせないということですか。知多のほかの町の状況も考えず、南知多町のみ値上げに突っ走る姿勢は認められません。

第3に、住民票の発行は公共料金としての認識との位置づけを全面的に出す必要があります。受益者負担の適正化を図る対象ではなく、誰もが使いやすい値段に設定する必要があります。100円値上げで約150万円程度の手数料増だというそうではありますが、町民の負担と利便性を優先させて200円維持と判断するのが賢い行政運営だと思われます。町はひょっとして、6月の手数料方針でコンサルが考えたよく分からない住民課の理論値351円、税務課の理論値519円を今後の町の方針として強行するつもりなのでしょうか。町民から見たらとんでもないことです。今は200円が妥当です。条例改正の必要はありません。

改正に反対します。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第59号 南知多町使用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務建設委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第59号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、議案第59号 南知多町の使用料条例の一部を改正する条例について、反対

の立場から討論いたします。

これも手数料条例の改正と同じく、住民サービスが基本であり、いわゆる公共料金です。一部で安く利便性を図っている事例もありますが、約3倍以上の引上げも多く見られる、新たな負担もある、住民に負担を負わせ、町民が施設利用しにくくなる条例改正には反対いたします。

以下、反対に当たって4点指摘します。

第1に、議会に提出される前に、利用料改正と同じく、使用料条例改正に向けての直接影響のある町民の方の声を聞くための審議会等の会議は開かれませんでした。お金の問題にもかかわらず、様々なグループの声を聞いておりません。手続民主主義を無視した行政運営は問題であり、認められません。

第2に、学校開放で体育館、運動場を午前、午後で現在は各200円だったのを時間制で500円、400円、1時間単位にしたのは、サッカーやバスケット等、クラブの負担になるのは明らかなです。今まで200円だったのが、3時間程度で1,500円、1,200円になるわけです。このような急激な改定はクラブ運営にも影響を及ぼすもので認められません。

第3に、集会室の利用でも、半日1,020円程度だったのが、1時間で500円、つまり3時間使えば1,500円です。町民の様々なグループが利用しにくくなるのではないのでしょうか。

第4に、トレーニング室の使用料は、これまで100円と安く、皆さんの利用率も高く、年間で調べてみますと5,090人も利用しております。優良産業です。200円に上げる必要はなく、低料金でどんどん利用できる町の施設として、逆に安さを宣伝、売りの施設にしてもらえれば、他市町の方がどんどん来ていただければ、2倍の利用料になるわけですから、かえって安さが売りになるのではないのでしょうか。

このような南知多町の使用料条例の一部を改正する条例について、様々な問題点があり、この条例については反対いたします。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

〔 休憩 10時31分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第12 議案第60号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第60号 令和6年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第60号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

教育課関係について。

質疑としまして、旧大井小学校の利活用について、現状はどのようなになっているのか。今年度、公募型プロポーザルを実施する予定です。

次に、ふくし課関係について。

質疑としまして、訪問介護業務従事者確保等補助金について、補助対象者は何人増えたのか。答弁としまして、6人増え、合計で9人分です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第60号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まちなみ環境課関係について。

質疑としまして、災害廃棄物処理計画改定業務委託はどのような改定を行うのか。答弁としまして、災害廃棄物の受入先や処理方法等を見直し、東日本大震災における震災廃棄物処理の成功事例である東松島方式を本計画に盛り込む予定をしております。

次の質疑としまして、今回の増額補正は能登半島地震によりニーズが高まったことによるものだと推測するが、住民からの追加要望があつてのものか。答弁としまして、能登半島地震により町民の耐震への関心が高まったことから、本年7月時点で全て予算を執行している状況です。現在も、木造住宅耐震診断6件、耐震改修費等補助金1件の補助待ちが発生していることから増額補正するものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第60号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第61号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第61号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第61号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第62号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、議案第62号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第62号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第63号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第15、議案第63号 令和6年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の

件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第63号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第63号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第64号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第64号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第64号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第64号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第17、請願第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました請願第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対し、各委員に意見を求めました。

意見としまして、教育における定数改善は喫緊の課題である。子どもたちのためにも先生の数を増やすことが求められている。この請願は、子どもたちの教育を豊かにしていくものであるとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより請願第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

日程第18 請願第4号 「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第18、請願第4号 「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸総務建設委員長。

○総務建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました請願第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

請願に対して、各委員に意見を求めました。

主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成なしでありました。よって、本請願は不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。

討論の発言を許します。

6番、内田議員。

○6番（内田 保君）

それでは、請願第4号「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求める紹介議員として、賛成するものであります。

今、委員長報告で否決されたということですので、私は賛成する立場で、ここで表明をいたします。

物価高騰に暮らしの悲鳴が上がっております。今回の物価高騰は、とりわけ国民生活にとって苦しく、深刻な打撃となっているのは、自民党政治の下で30年という長期にわたって経済の停滞と衰退、言わば失われた30年で暮らしの困難が続いているところに、物価高騰が襲いかかっていることによります。

まさに賃金が上がらない国であります。日本は、世界でも特異な賃金の上がない国となっております。実質賃金は、1991年から2022年にかけて、アメリカは1.48倍、イギリスは1.46倍、フランスは1.33倍、ドイツは1.3倍になっていますが、日本は1.03倍と、この30年で先進国で唯一賃金が上がらない国となっています。

直近の10年間で見ると、実質賃金は増えるどころか、年間24万円も減っています。1996年がピークであります。そこから考えると年間で64万円も減り、30年前の水準にまで落ち込んでおります。こんな国は日本だけです。

重税と、まさに貧しい社会保障、教育の政策が続いております。消費税は5%から8%、10%へと14兆円もの大增税が行われました。社会保障のためにとの名目で増税し

たのに、増税分は富裕層、大企業減税などの穴埋めに消えて、社会保障は年金、医療、介護などにあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されました。この30年ほどの間に、国民年金の保険料は2倍、国保料1人当たり1.5倍、介護保険料も2倍になりながら、年金は10年前に比べて実質7.3%も減っております。医療の窓口負担は増え、介護制度も悪くなる一方です。

世界有数の高い学費に加え、無償とされる義務教育でも給食費などの負担が暮らしにのしかかっております。高学費の奨学金制度によって若者が背負わされている借金は10兆円にも及びます。30年間で7倍にもなりました。

日本は、社会保障や教育への公的支出は先進国で極めて低い水準です。消費税を5%に引き下げれば、今まで以上に消費をしようとすることになるため消費は拡大いたします。特に高額商品については、消費税減税のメリットがあるので大きな経済効果が期待できるとしています。

身近な野菜や食料品にも日常の恩恵が生まれて、低所得者でも消費しようとする意欲が生まれます。また、全業種の消費喚起にも有効です。あらゆる業種に対する消費喚起につながるので、不公平感はありません。広範囲に消費を拡大することは大きなメリットになります。

給付金等細かな要件がないので分かりやすいのですが、政府はこれまで持続化給付金などを支給してきましたが、支給要件で複雑で、申請手続も難しいという問題もありました。しかし、地域経済がまさに消費税の減税によってメリットがあります。地域経済が疲弊する中で、中小零細業者の事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対しても必死になっております。こうした下で、2019年10月に10%へ引き上げられた消費税が国民と日本経済に重くのしかかっております。消費税は低所得者ほど負担の重い、逆進性の強い税制です。

まさに今こそ、この消費税の削減を実現し、80以上の地域がもう既に消費税を引き下げております。消費税5%への引下げのこの願いは、南知多町、日本国中の願いであり、紹介議員として積極的に賛成するものです。多くの議員各位の賛成をよろしく願います。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

次に、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより請願第４号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。委員長の報告に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

吉原議員、反応しておりませんので、もう一度お願いいたします。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

吉原議員、もう一度お願いいたします。

システムに不具合が出ておりますので、もう一度やり直したいと思います。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。委員長の報告に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成10人、反対１人、賛成多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第19 発議第２号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

○議長（鈴木浩二君）

日程第19、発議第２号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番、石黒充明議員。

○12番（石黒充明君）

発議第２号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

提案者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子どもたちの健全育成と様々な教育課題の克服のため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより発議第2号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木浩二君）

日程第20、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和6年第4回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん御苦労さまでした。

〔 閉会 11時02分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 服 部 光 男